

令和2年度事業報告<抜粋>

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含め、当連合会が令和2年度に行った事業についてとりまとめたものである。今後とも、軽自動車・二輪車販売業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

○最重点施策

- ・軽自動車OSS（新車新規）導入への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
- ・車体課税の見直しへの対応
- ・流通改善対策の推進

○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- ・組織の自立運営の支援
- ・本部経費削減の取り組み推進
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進

1. 軽自動車の理解促進事業

(1) 軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙、ブロック紙、地方紙、専門紙、英字紙、通信社、放送系及びWeb系29社）及び全軽自協記者会（業界紙誌17社）など報道機関に対して、毎月定例で計12回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、令和2年8月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

これらの資料は発表と同時に当連合会のインターネットホームページ（HP）にも掲載した。ま

た、国内で販売されているすべての軽自動車を掲載し、メーカーのHPにリンクさせるとともに、軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

(2) 軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、昨年度に引き続き諸手続き方法を掲載した。また、事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び事務所で受け付けた。

(3) 全軽HPの運営状況

全軽HPは、当連合会の概要、新車情報や手続きの案内を含めた軽自動車の紹介、軽自動車と二輪車の販売・保有統計の掲載、情報提供事業の案内、廃棄二輪車取り扱いの案内など、多岐にわたる情報を掲載した軽自動車のポータルサイトとして運営している。特に統計情報は閲覧件数が高く、統計発表機関のホームページとして有効利用されている。全軽HPへのアクセス件数（Google Analyticsのセッション数）は、令和2年度は50万7827件となった。

(4) 軽自動車普及拡大のための理解促進対策

令和2年度で41回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、「理解促進広報キャンペーン」へと路線を変更してから16回目となった。

今回のキャンペーンでは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性と特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に、令和元年度の理解促進キャンペーンで好評だった「日本の原動力、軽自動車」と「日本中に元気と笑顔を届けます」の動画を継続して使用し、実施した。

令和元年度に作成した日本全国8か所での軽自動車利用シーン（農業、配送業、介護、高齢夫婦、働く母等）をドキュメンタリー調に描く動画を引き続き使用し、テレビCM、特設Webサイト、Web広告など効果的に実施した。

(5) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

I. 令和2年度の当連合会の税制改正・予算要望活動

ア. 令和3年度税制改正・予算に関する方針については、コロナ禍を受けて、4月に税制・広報委員に方針案等を書面にて意見照会したうえで作成、書面開催となった理事会で決定し、通常総会で報告を行い、「当連合会の税制改正・予算要望書（案）の作成・審議及び機関決定にあたっては、関係省庁・関係団体等の動向を注視・把握し、9月頃開催予定の第2回税制・広報委員会の審議後、全軽自協の税制・広報委員長、会長の了解を得て決定する」旨、承認を得た。

7月下旬には国土交通省の税制要望ヒアリングにおいて、基本方針である「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」並びにエコカー減税の延長等を訴えた。

当連合会の令和3年度税制改正・予算要望については、9月末に関係省庁の税制改正要望・予算概要が公表され、自動車関係団体の要望内容等も明らかになってきたことから、10月13日に税制・広報委員会を新型コロナウイルス感染防止対策のためWEB会議にて開催・審議を経て機関決定となった。なお、例年、全軽自協としては税制改正のみの要望書を作成していたが、令和3年度要望に向けてはいわゆる「サポカー補助金」予算の繰越・延長を求めるため、「税制改正・予算に関する要望」として機関決定した。

機関決定された要望書は、「軽自動車の会」顧問・委員の先生方をはじめ、関係国会議員に提出するとともに、11月以降、与党の部会や議員連盟等の税制改正ヒアリングへの出席時や先生方に直接陳情を行う際に提出し、軽自動車ユーザーに対する理解と配慮を求めた。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年までと同様に積極的に与党

地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で、「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」等について理解を求めた。

ウ. 11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員に対し積極的に要望活動を行った。

※令和3年度税制改正・予算要望事項は以下の通り

i. 税制要望事項

①軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対（最重点）

②期限切れとなる自動車重量税のエコカー減税の延長

③軽自動車税の環境性能割についての要望

④軽自動車税のグリーン化特例の延長

ii. 予算要望事項

①サポカー補助金制度の拡充・延長

II. 軽自動車関連諸施策の推進

11月初旬から末にかけて、自民党の運輸・交通関係団体委員会や自動車議員連盟政策懇談会、公明党自動車議員懇話会等のヒアリングにおいて政府の重点政策に対する軽自動車の貢献について資料を用いて説明するとともに、税制改正と予算措置について要望を行った。

その他、菅義偉総理大臣就任後、新政権が行政改革に力を入れる方針を受け、行政改革要望として10月23日に自民党の棚橋行政改革本部長と面会し、「軽自動車税の納税証明の電子化」、「地方自治体の境を超えた自動車による食品の移動販売に関する取扱いの簡素化」について要望を実施した。

III. 要望活動の結果

12月8日、政府は「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定し、経済対策としてサポカー補助金の繰越延長が盛り込まれた。

12月10日には、与党の令和3年度税制改正大綱

が取りまとめられ、対象となる環境性能は見直されたものの、減税対象範囲を狭めることなくエコカー減税が延長された。

また、同様の考え方で環境性能割の環境性能要件が見直されるとともに臨時的軽減措置が12月31日までの9ヵ月間延長された。以上のように予算措置、税制改正とともにコロナ禍を受けた厳しい経済情勢を鑑み、軽自動車ユーザーに配慮された内容となった。

但し、税制改正については、今回の見直しについて「次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提」とした猶予期間と表現し、「自動車業界には、この期間内に上記の大変革に対応する準備を早急に整えていくことを望みたい。」との表現が付されたほか、検討事項として「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」との内容が記載され、電動化やシェアリングの進展に備え中長期的な検討が継続されることとなった。

IV. 総合経済対策と令和3年度与党税制改正大綱に対する全軽自協会長のコメント

令和2年12月8日に閣議決定された総合経済対策と同年12月10日の令和3年度税制改正大綱決定を受け、全軽自協会長のコメントを次のとおり公表した。

当連合会は令和3年度税制改正・予算要望において、税制要望ではこれ以上軽自動車ユーザーや二輪車ユーザーの税負担を増やさないこと、エコ

カー減税の延長、軽自動車税の環境性能割の環境基準の厳格化反対並びに軽減措置の延長、グリーン化特例の延長軽減を求め、予算要望ではサポカー補助金制度の延長を求めてまいりました。

この度、12月8日に閣議決定された総合経済対策においてサポカー補助金の繰越延長が認められたこと、また12月10日に公表された令和3年度税制改正大綱において、エコカー減税の基準が見直されたものの減免対象範囲を維持する方向でまとめていただいたこと、軽自動車税の環境性能割においても同様の対応が取られるとともに負担軽減の特例措置が延長されたことは、現下の厳しい経済状況を鑑み、軽自動車ユーザーに対して配慮いただいたものと受け止めております。

ご尽力いただいた関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当連合会は、今回の総合経済対策と税制改正大綱を踏まえつつ、さらなる国内市場の活性化に引き続き努力してまいります。

V. 当連合会が参画し、自動車関連21団体で構成する自動車税制改革フォーラムでは、さらなる自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、コロナ禍を受けた状況に配慮しつつ、活動を展開した。主な活動は以下の通り。

ア. 活動チラシ（データ版）の制作

新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避するため、毎年全都道府県で展開してきた「街頭活動」や「ユーザーの声を集める活動」を中止。このため、印刷物は作らずデータのみを制作し、インターネットやSNSなどオンライン上で活用した。

イ. Twitter を活用した活動

新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避するため、SNSを使ってユーザーに過重な自動車関係諸税の軽減活動について訴求する活動を展開。若者をはじめ、広く一般にアピールできる

Twitter（ツイッター）を活用しトライアルで実施した。

2. 軽自動車統計情報提供事業

- (1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報
- (2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

3. 軽自動車検査電子情報提供事業

- (1) 軽自動車検査情報の電子的提供
- (2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

4. 軽自動車の防犯・法令順守促進事業

(1) 軽自動車の不正流通防止対策（流通確認）

当連合会は、昭和42年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も昨年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

なお、行政手続きの簡素化等の観点から、令和3年1月より申請書等の押印・署名が廃止されたが、当連合会では、今後も不正流通を防止する観点から、申請書等の押印廃止に伴う流通確認の実施方法についてのチラシを作成し、当連合会の流通確認制度に賛同する会員ディーラー等に周知した。また、一般の来場者向けのポスター等も作成し、事務所窓口と同ポスター等の掲示を行い、来場者への周知を図った。

また、流通確認業務を継続する観点から、同制度の再確認や理解を深める目的として、当連合会流通確認制度に賛同する会員ディーラー等向けの案内チラシ及びリーフレットを作成し、全国の事務所に配付した。

また、事務所職員に対しては、申請書等の押印・廃止に伴う流通確認業務に関するQ&A等を周知し、適切な実施を図った。

(2) 軽自動車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの窓口においても自動的にチェックが

され、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車が盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合には、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会を案内することとしている。

詐欺にあった旨の届出があった場合又は窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。

事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は5件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が窓口において発見し不正な手続きを未然防止したものである。

(3) 軽自動車の車庫届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策としては、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、昨年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

①会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販店扱いを含む。）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

②会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場所の届出をする。

また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、都府県地区軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

③業販店、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勧奨チラシを手渡す等により届出励行を呼びかける。

特に今年度は、軽自動車メーカー等と共同してポスター（A1判1850枚）及びチラシ（A4判200万3000枚）を作成し、ディーラー等の販売店にポスター及びチラシを並びに関係団体にポスターを配付して保管場所届出励行の協力を要請した。また、各都府県地区事務所では、ポスターを掲示するとともに窓口でチラシを配布し、来場者に届出励行を呼びかけることとしている。

④会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

都府県地区軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

⑤保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び都府県地区軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っているところであり、メーカーに対しても、都府県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。

また、届出率が95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラーの届出率が95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

(1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

①不正改造車を排除する運動の実施

②自動車点検整備推進運動の実施

③「自動車整備人材確保・育成推進協議会」への参画・協力

(2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

①チャイルドシート指導員養成研修会の周知

②自賠責保険制度のPRの推進

(3) 軽自動車の交通事故調査分析への協力

(4) 軽自動車のリコール情報の提供

①軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供

軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。当年度における軽自動車検査情報は1230万件あった。

②検査対象外軽自動車届出情報の電算編集処理及び提供

軽二輪届出情報については、令和元年7月に軽二輪窓口業務が国の運輸支局へ移管されたことに伴い、国土交通省から直接提供を受けている。

軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。当年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は56万5000件であった。

(5) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

(6) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

①二輪車リサイクルの活動概況

②廃棄二輪車取扱店の現状

③廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

6. 軽自動車流通改善関係事業

(1) 軽自動車届出の平準化

次の事項を昨年度に引き続いて実施し、平準化に努めた。

①月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件の40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力

を要請する。

②各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

(2) 軽自動車届出の適正化

①「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行
流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

②軽自動車届出の適正化

引き続き、各都府県地区軽自動車協会で収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

③流通委員会の開催

次のとおり、流通改善に係る検討・意見交換等を行った。

ア. 流通改善指標の評価と注視

都府県地区軽自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。

イ. 未使用車流通市場の実態調査の実施

未使用車流通市場の実態の把握については、調査会社に委託して平成25年度に第2回目の調査を実施したところであるが、前回の調査から丸7年を経過したことから、その後の未使用車市場の動向等を把握することを目的として、第3回目の調査を実施し、10月の流通委員会において調査会社から実態調査（中間報告）の説明を受けるとともに、調査結果等について議論・検討を行なった。

(3) 軽自動車の流通上の課題への対応

①自動車公正取引推進に対する協力

②中古自動車査定制度推進に対する協力

7. 軽自動車検査関係支援協力事業

(1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

①通達等の周知徹底

②自動車登録等適正化推進運動の実施

③軽自動車検査協会の窓口業務の受託

軽自動車検査協会の窓口における検査申請手続きの円滑、迅速な業務処理に協力するため、軽自動車検査協会との委託契約に基づき、検査等申請書類の整備確認業務及びOCR投入業務並びに自動車検査証の返納等業務を昨年度に引き続いて実施した。

本年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が802万1000件、並びに自動車検査証返納等業務が304万3000件であった。

④窓口業務におけるCS・接遇向上対策

⑤事務所職員業務研修会

本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る緊急事態宣言が発令されたため、一旦9月に延期したが、感染拡大防止の観点から中止とした。

(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力

(3) 軽自動車OSS導入（新車新規）への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進

①軽自動車OSSへの対応

軽自動車検査協会では、延期されていた軽自動車OSS（継続検査）について、令和元年5月7日から全国を対象としてサービスを開始した。

当連合会は、令和2年度事業計画の最重点施策に「軽自動車OSS（新車新規）導入への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進」を盛り込み取り組んだ結果、軽自動車OSS（継続検査）については、全53事務所中49事務所（令和3年度3月末現在）で申請代行業者を行い、当年度は約87万2000件（316事業者）の申請代行を実施し、開始後の申請代行件数累計は約132万6000件となった。

軽自動車OSS（新車新規）については、現時

点で運用の開始時期が未定となっているが、昨年度に引き続き、軽自動車検査協会や国土交通省及び関係諸団体から進捗状況等について情報収集を行い、それらの事項について、理事会や全国事務局長会議等の機会を捉え、適宜報告を行った。

②小型二輪車の電子保安基準適合証及びOSSに関する勉強会への出席

③自動車検査証の電子化に関する検討会への参画

国土交通省では、平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を踏まえ、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の充実・拡充を図るため、自動車検査証の電子化に向けた検討を進め、基本コンセプトや導入に当たっての技術的要件を取りまとめるため、自動車局に有識者等からなる検討会を設置し、当連合会からも自動車検査証の電子化は、軽自動車も対象としたものであることから、専務理事が検討委員として参画した。

なお、本検討会は終了したが、令和2年度も国土交通省において、報告書に基づき電子化後の車検証の様式や記録等事務代行者等について具体的な検討が行われており、当連合会も意見照会等に対応した。

8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業

(1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力

①自動車取得税及び軽自動車税申告書の受付等の業務

②軽自動車税納付情報提供サービス

「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開している。令和3年3月末現在で2県101市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

③ 検査情報の提供

(2) 軽自動車の検査関連業務の受託

(3) 軽自動車検査申請等代行業業の取り組みと拡大推進

①軽自動車OSSの申請代行

令和2年度事業計画の最重点施策として、「軽

自動車OSS導（新車新規）入への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進」を盛り込み、本部及び各事務所で積極的に取り組んだ。

具体的には、軽自動車OSS（継続検査）を開始していない事業者に対し説明会を開催する等、参加事業者の拡大に取り組んだ。その結果、令和3年3月末時点で、全53事務所中49事務所で申請代理人として軽自動車OSS（継続検査）申請代行業業を実施し、316事業者から依頼を受け、累計132万6000台の申請代行を実施した。

また、現時点で運用開始時期は未定であるが、軽自動車OSS（新車新規）についても、軽検協の運用が開始された際、速やかに申請代行業業を開始できるよう準備を進めた。

②軽自動車用申請代行業務システム（標準代行システム）

当連合会の軽自動車用申請代行業務システム（標準代行システム）のサポート運用可能期間が今年度までとなっていることから、軽自動車OSS（継続・新車新規）にも対応したシステムの更改・構築を検討した。検討に当たり、本部内にプロジェクトチーム（千葉・長崎事務所も参加）を立ち上げ、方針・計画の策定及びシステムの要件定義等について検討し、同システムの要件定義書を作成し、令和3年9月を目途に同システムが稼働できるよう準備を進めた。

9. 軽自動車用紙関係事業

(1) 軽自動車の流通確認用紙の印刷・頒布

10. 組織運営改善対策

(1) 会議の開催

(2) 会報の発行

(3) 賞勲業務の実施

(4) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

①一般会費の引き上げの実施

②小規模事務所支援の適用及び支援金の交付

③ 地方ブロック担当者制度の設置

(5) 本部経費削減の取り組み推進

10. 新型コロナウイルス感染症対応

(1) 新型コロナウイルスの国内流行

国土交通省や軽自動車検査協会からの新型コロナウイルス感染症に関する通達を速やかに関係各所に周知するとともに、全軽自協本部では令和2年2月に時差通勤を開始、翌3月には新型コロナウイルス罹患発生時等の対応方針を決定・周知した。また、同年3月に開催予定であった理事会も書面決議に変更し、感染防止に努めた。

(2) 1回目の緊急事態宣言

4月7日に東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発出され、同月16日には対象が全国に拡大された。

緊急事態宣言の対象区域内における事務所を中心とした対応として、軽自動車検査協会並びに事務所の窓口関係団体と連携し、感染防止及び罹患者対応をするよう指示をした。

また、全軽自協本部は、全役職員に対し出勤人数を抑制することを目的とした業務指示による在宅勤務を開始すると同時に、全軽自協本部のリモートワーク体制を構築するための検討・準備に入った。

感染者数は減少し、5月14日から段階的に解除、同月25日には全ての都道府県の緊急事態宣言が解除されたが、全軽自協本部では時差通勤を継続した。

(3) 新型コロナウイルス感染防止対策の支援

全国的な新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言を受けて、事務所及び支所の窓口で使用する消毒液やマスク、飛沫防止パーテーション等の感染対策物資の購入費用の助成として「新型コロナウイルス感染防止対策費」の配賦を行った。配賦は4月、7月、1月と3回実施し、全ての事務所を支援した。また、全国的なマスク不足対応として、本部にてマスクを一括購入し事務所への配布も行った。なお、全軽自協本部においてもアルコール消毒液やアクリルパネルを購入し、役職員

及び来客の感染防止対策を実施した。

(4) 自動車販売（小売、卸売）業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの策定、公表、及び周知

全軽自協を含む自動車販売に関係する11の業界団体（自販連、中販連、全軽自協、輸入組合、日査協、自動車購入協会、オートオークション協議会、オートバイ協同組合、中古二輪車流通協会、二輪車オークション協会、日本RV協会）では、感染拡大防止と事業活動を両立させるため、自動車販売（小売、卸売）事業者における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項について整理したガイドラインを策定した。全軽自協では令和2年5月27日に都府県地区軽自動車協会を通じて会員販売会社への周知を依頼するとともに、全軽HP上で公表した。

(5) 会議等の開催及び参加方法の変化

①関係省庁及び団体等との会議

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、関係省庁の会議・ヒアリング及び関係団体等の会議についてはWeb会議での開催が増加し当連合会も可能な限り対応した。

②自動車産業記者会等へのメディア対応

平常時は日本自動車会館の自動車産業記者会室にて速報発表日に行っていた新車販売速報のニュースリリース発表及び加盟記者への説明については、説明メモを添付したニュースリリース並びに添付資料のメール送信することとし、質疑については電話対応へ変更した。また、会長インタビュー等のメディア取材等については、Web会議方式を積極的に利用して対応した。

③全軽自協主催の会議について

事業運営上必要な理事会及び通常総会、常任理事会については書面決議とし、事務所職員に対して実施する研修・監査等は感染拡大防止のため中止もしくは資料送付での対応とした。

(6) 全軽自協本部のリモートワーク体制の環境整備

1回目の緊急事態宣言の際に検討に入ったリモートワーク（在宅勤務）の実現に向けて、4～11月にかけて管理部及びI S M S事務局で実施方法・ソフト及び機器選定・ルール策定を行い、12月から本格的に運用開始した。

(7) 2回目の緊急事態宣言

首都圏の1都3県（埼玉・千葉・神奈川）を対象に令和3年1月8日～2月7日を予定とした2回目の緊急事態宣言が発出された。同月14日には栃木県，岐阜県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，福岡県が対象に追加された。

全軽自協は感染対策を継続実施し，本部においては速やかに在宅勤務を開始しつつ，在宅勤務者の割合を拡大するため，ノートP Cを追加購入し運用強化を図った。

(8) 全軽自協のリモート会議体制の環境整備

新型コロナウイルス感染症の感染状況から，全軽自協の事業運営において事務所におけるリモート会議体制の環境整備が必要と判断し，令和3年2月に53事務所にリモート会議の参加・利用等を目的としてノートP Cを本部にて一括購入・配賦することを決定・通知した。

(9) 新型コロナウイルス関連の全軽自協文書